議案第７７号

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１１月２７日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第　　号

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

（亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第１条　亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年亀山市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

（３）　改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（週休日の振替等） 第５条　任命権者は、職員に第３条第１項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則で定めるところにより、第３条第２項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを	（週休日の振替等） 第５条　任命権者は、職員に第３条第１項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則で定めるところにより、第３条第２項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを

命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間の一部を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務時間の一部を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。 （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第８条の２　任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条、次条第１項から第３項まで及び第１８条の２第２項において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定める	命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち４時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該４時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。 （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第８条の２　任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早

ところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。）をさせるものとする。	出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。）をさせるものとする。
（１）及び（２）　［略］	（１）及び（２）　［略］
２及び３　［略］	２及び３　［略］
（時間外勤務代休時間）	（時間外勤務代休時間）
第９条の２　任命権者は、亀山市職員給与条例（平成１７年亀山市条例第４３号。以下「給与条例」という。）第３５条第４項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第３条第２項、第４条又は第５条の規定により勤務時間が割り振られた日（第１１条第１項において「勤務日等」という。）（第１１条第１項に規定する休日を除く。）に割り振られた勤務時間（同項に規定する休日勤務代休時間を除く。）の全部又は一部を指定することができる。	第９条の２　任命権者は、亀山市職員給与条例（平成１７年亀山市条例第４３号。以下「給与条例」という。）第３５条第４項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第３条第２項、第４条又は第５条の規定により勤務時間が割り振られた日（第１１条第１項において「勤務日等」という。）（第１１条第１項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

２　［略］	２　［略］
（休日勤務代休時間） 第１１条　任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部（以下この項において「休日勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則で定めるところにより、当該休日勤務時間に代わる時間（次項において「休日勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間（第９条の２第１項の規定により時間外勤務代休時間として指定された勤務時間及び休日である勤務日等に割り振られた勤務時間を除く。）の全部又は一部（当該休日勤務時間と同一の時間数であるものに限る。）を指定することができる。	（休日の代休日） 第１１条　任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第９条の２第１項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。
２　前項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員は、当該休日勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。	２　前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類） 第１２条　職員の休暇は、年次有給休暇、年次無給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。 （年次有給休暇） 第１３条　［略］ （年次無給休暇） 第１３条の２　年次無給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において７日とする。 ２　年次無給休暇については、その時期につき、任命権者の承認を受けなければならない。この場合において、任命権者は、公務の運営に支障がある場合又は公務の運営に相当程度の影響を及ぼす場合として規則で定める場合を除き、これを承認しなければならない。 ３　年次無給休暇については、給与条例第１４条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条例第３８条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。	（休暇の種類） 第１２条　職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。 （年次有給休暇） 第１３条　［略］ ［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（亀山市職員給与条例の一部改正）

第２条　亀山市職員給与条例（平成１７年亀山市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」とい

う。）については、次のとおりとする。

（１）　改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（宿日直手当） 第４１条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１日につき５，０００円（規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、８，０００円）を超えない範囲内において市長の定める額を宿日直手当として支給する。 ２　［略］	（宿日直手当） 第４１条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１日につき４，７００円（規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、７，７００円）を超えない範囲内において市長の定める額を宿日直手当として支給する。 ２　［略］
（期末手当） 第４４条　［略］ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　［略］	（期末手当） 第４４条　［略］ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２６．２５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　［略］
３　定年前再任用短時間勤務職員に対	３　定年前再任用短時間勤務職員に対

する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」とする。	する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは、「１００分の７１．２５」とする。
４～６　［略］	４～６　［略］
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第４７条　［略］	第４７条　［略］
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。
（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００	（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０６．２５を乗じて得た額の総額

分の１０８．７５を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の５１．２５、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５を乗じて得た額の総額	（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５１．２５を乗じて得た額の総額
３～５　［略］	３～５　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表を次のように改める。

別表（第４条関係）

行政職給料表（一）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300	
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800	

	12	221, 100	266, 400	297, 300	336, 100	363, 400	396, 900	453, 300	
	13	222, 600	267, 600	298, 300	337, 600	364, 900	398, 800	454, 800	
	14	224, 300	268, 800	299, 600	339, 200	366, 500	400, 700	456, 100	
	15	226, 000	270, 100	300, 900	340, 900	368, 100	402, 600	457, 400	
	16	227, 700	271, 300	302, 100	342, 500	369, 600	404, 400	458, 600	
	17	228, 900	272, 400	303, 400	344, 000	370, 900	405, 900	459, 800	
	18	230, 500	273, 500	304, 700	345, 700	372, 600	407, 700	461, 100	
	19	232, 100	274, 600	306, 000	347, 400	374, 200	409, 400	462, 400	
	20	233, 600	275, 700	307, 200	349, 000	375, 800	411, 000	463, 600	
	21	235, 100	276, 600	308, 300	350, 400	376, 900	412, 700	464, 800	
	22	236, 700	277, 600	309, 500	352, 100	378, 400	414, 100	465, 600	
	23	238, 300	278, 600	310, 800	353, 800	379, 900	415, 500	466, 400	
	24	239, 900	279, 600	312, 100	355, 400	381, 400	416, 900	467, 200	
	25	241, 500	280, 600	313, 400	356, 600	383, 100	418, 300	467, 800	
	26	243, 200	281, 500	314, 500	358, 500	384, 900	419, 500	468, 400	
	27	244, 500	282, 300	315, 500	360, 200	386, 500	420, 700	469, 000	
	28	245, 800	283, 200	316, 500	361, 800	388, 200	421, 700	469, 600	
	29	247, 100	284, 000	317, 700	363, 300	389, 600	422, 800	470, 300	
	30	248, 200	284, 800	318, 900	364, 900	390, 900	424, 000	471, 100	
	31	249, 300	285, 700	320, 100	366, 500	392, 100	425, 100	471, 500	
	32	250, 400	286, 400	321, 300	368, 100	393, 500	426, 200	472, 200	
	33	251, 500	287, 200	322, 500	369, 800	394, 600	426, 900	472, 700	
	34	252, 400	288, 000	323, 800	371, 600	395, 500	427, 600	473, 100	
	35	253, 300	288, 800	325, 200	373, 400	396, 500	428, 200	473, 500	
	36	254, 300	289, 400	326, 500	375, 200	397, 500	428, 900	473, 900	
	37	255, 300	290, 100	327, 800	376, 700	398, 300	429, 500	474, 300	
	38	256, 200	290, 900	329, 100	378, 100	399, 200	430, 100	474, 600	
	39	257, 100	291, 600	330, 400	379, 500	400, 100	430, 600	474, 900	
	40	257, 900	292, 300	331, 700	380, 900	400, 900	431, 000	475, 200	
	41	258, 700	293, 000	333, 100	382, 400	401, 700	431, 400	475, 500	

	42	259, 300	293, 800	334, 300	383, 200	402, 500	431, 600	475, 800	
	43	259, 900	294, 500	335, 500	384, 100	403, 300	431, 900	476, 100	
	44	260, 500	295, 200	336, 600	385, 100	404, 000	432, 200	476, 400	
	45	261, 100	295, 900	337, 500	386, 000	404, 700	432, 500	476, 700	
	46	261, 700	296, 600	338, 700	387, 100	405, 400	432, 800		
	47	262, 300	297, 300	339, 900	388, 000	406, 100	433, 100		
	48	262, 900	297, 900	341, 200	389, 000	406, 800	433, 400		
	49	263, 400	298, 600	342, 300	389, 900	407, 300	433, 600		
	50	264, 000	299, 300	343, 500	390, 600	407, 900	433, 900		
	51	264, 600	300, 000	344, 700	391, 300	408, 500	434, 100		
	52	265, 100	300, 700	345, 900	391, 900	409, 200	434, 400		
	53	265, 500	301, 200	347, 200	392, 300	409, 600	434, 600		
	54	265, 900	301, 900	348, 200	392, 900	410, 200	434, 900		
	55	266, 200	302, 500	349, 300	393, 500	410, 800	435, 200		
	56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500		
	57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700		
	58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000		
	59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300		
	60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500		
	61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700		
	62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000		
	63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300		
	64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500		
	65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700		
	66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000		
	67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300		
	68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500		
	69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700		
	70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000		
	71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300		

	72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500			
	73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700			
	74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400				
	75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700				
	76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900				
	77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100				
	78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400				
	79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700				
	80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900				
	81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100				
	82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400				
	83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700				
	84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900				
	85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100				
	86	275, 500	315, 300	366, 500						
	87	275, 800	315, 600	366, 900						
	88	276, 100	315, 900	367, 300						
	89	276, 400	316, 200	367, 500						
	90	276, 700	316, 500	367, 900						
	91	277, 000	316, 800	368, 300						
	92	277, 300	317, 100	368, 700						
	93	277, 600	317, 300	368, 900						
	94		317, 500	369, 200						
	95		317, 800	369, 600						
	96		318, 200	369, 900						
	97		318, 400	370, 200						
	98		318, 700	370, 600						
	99		319, 000	371, 000						
	100		319, 400	371, 400						
	101		319, 600	371, 900						

	102		319,900	372,300					
	103		320,200	372,700					
	104		320,500	373,100					
	105		320,700	373,600					
	106		321,000	374,000					
	107		321,300	374,300					
	108		321,600	374,600					
	109		321,800	375,000					
	110		322,100						
	111		322,500						
	112		322,800						
	113		323,000						
	114		323,200						
	115		323,500						
	116		323,900						
	117		324,100						
	118		324,300						
	119		324,600						
	120		324,900						
	121		325,200						
	122		325,400						
	123		325,700						
	124		326,000						
	125		326,300						
定年前再任用短時間勤務職員		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400

備考　この表は、第１１条に規定する職員以外の職員に適用する。

第３条　亀山市職員給与条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分にように改める。

改正後	改正前
（期末手当） 第４４条　［略］ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　［略］ ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２７．５」とあるのは、「１００分の７２．５」とする。 ４～６　［略］	（期末手当） 第４４条　［略］ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　［略］ ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」とする。 ４～６　［略］
（勤勉手当） 第４７条　［略］ ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額と	（勤勉手当） 第４７条　［略］ ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額と

する。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。	する。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。
（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０７．５を乗じて得た額の総額	（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５を乗じて得た額の総額
（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５２．５を乗じて得た額の総額	（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の５１．２５、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５を乗じて得た額の総額
３～５　［略］	３～５　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第４条　亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年亀山市条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（特定任期付職員の給与の特例等）
第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>４１９，０００円</td></tr><tr><td>2</td><td>４７０，０００円</td></tr><tr><td>3</td><td>５２５，０００円</td></tr><tr><td>4</td><td>５９３，０００円</td></tr><tr><td>5</td><td>６７７，０００円</td></tr><tr><td>6</td><td>７９０，０００円</td></tr><tr><td>7</td><td>９２３，０００円</td></tr></table>２～４　［略］
（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）
第８条　［略］
２　特定任期付職員に対する給与条例</td><td>（特定任期付職員の給与の特例等）
第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>４０５，０００円</td></tr><tr><td>2</td><td>４５５，０００円</td></tr><tr><td>3</td><td>５０８，０００円</td></tr><tr><td>4</td><td>５７４，０００円</td></tr><tr><td>5</td><td>６５５，０００円</td></tr><tr><td>6</td><td>７６５，０００円</td></tr><tr><td>7</td><td>８９３，０００円</td></tr></table>２～４　［略］
（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）
第８条　［略］
２　特定任期付職員に対する給与条例</td></tr>
</table>

第３４条第１項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定の適用については、給与条例第３４条第１項中「管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年亀山市条例第２号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第４４条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」と、給与条例第４７条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」とする。	第３４条第１項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定の適用については、給与条例第３４条第１項中「管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年亀山市条例第２号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第４４条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、給与条例第４７条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」とする。
（特定業務等従事任期付職員の給与の特例） 第９条　第３条又は第４条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	（特定業務等従事任期付職員の給与の特例） 第９条　第３条又は第４条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

職務の級	給料月額

職務の級	給料月額

1級	２１８，８００円
2級	２４７，６００円
3級	２９２，４００円
4級	３１４，８００円
5級	３３１，６００円
6級	３５９，５００円
7級	４０５，４００円
8級	４４２，４００円

２及び３　［略］

1級	２００，３００円
2級	２２７，８００円
3級	２６９，５００円
4級	２９０，１００円
5級	３０５，７００円
6級	３３１，９００円
7級	３７４，８００円
8級	４０９，２００円

２及び３　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第５条　亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定任期付職員の給与条例の適用除外等） 第８条　［略］ ２　特定任期付職員に対する給与条例第３４条第１項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定の適用については、給与条例第３４条第１項中「管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年亀山市条例第２号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用	（特定任期付職員の給与条例の適用除外等） 第８条　［略］ ２　特定任期付職員に対する給与条例第３４条第１項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定の適用については、給与条例第３４条第１項中「管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年亀山市条例第２号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用

された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第４４条第２項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」と、給与条例第４７条第２項第１号中「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の９０」とする。	された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第４４条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」と、給与条例第４７条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正）

第６条　亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（令和元年亀山市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第４条　［略］ ２　期末手当の額は、第２条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎と	（期末手当） 第４条　［略］ ２　期末手当の額は、第２条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎と

して規則で定める額に、６月に支給する場合には１００分の７１．２５、１２月に支給する場合には１００分の７３．７５を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。	して規則で定める額に、１００分の７１．２５を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。
３及び４　［略］	３及び４　［略］
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第５条　［略］	第５条　［略］
２　勤勉手当の額は、第２条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の２５．６２５、１２月に支給する場合には１００分の２６．８７５を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、第２条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に１００分の２５．６２５を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
３及び４　［略］	３及び４　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

第７条　亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（令和元年亀山市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（期末手当） 第４条　［略］ ２　期末手当の額は、第２条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、１００分の７２．５を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。 ３及び４　［略］	（期末手当） 第４条　［略］ ２　期末手当の額は、第２条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、６月に支給する場合には１００分の７１．２５、１２月に支給する場合には１００分の７３．７５を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。 ３及び４　［略］
（勤勉手当） 第５条　［略］ ２　勤勉手当の額は、第２条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に１００分の２６．２５を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３及び４　［略］	（勤勉手当） 第５条　［略］ ２　勤勉手当の額は、第２条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の２５．６２５、１２月に支給する場合には１００分の２６．８７５を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３及び４　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条、第２条（第４１条の改正規定に限る。）、第３条、第５条、第７条及び附則第３項の規定は、令和９年４月１日から施行する。

2　第２条の規定による改正後の亀山市職員給与条例（附則第４項において「改正後の給与条例」という。）の規定（第４１条の改正規定を除く。）、第４条の規定による改正後の亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（附則第４項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第６条の規定による改正後の亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（代休日の廃止に伴う経過措置）

3　第１条の規定による改正前の亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１１条第１項の規定により指定された同項に規定する代休日のうち第１条の規定の施行の日以後の日であるものについては、職員が勤務を命ぜられた同項に規定する休日の全勤務時間を勤務している場合に限り、同条の規定の施行日において、当該代休日に割り振られた勤務時間の全部について同条の規定による改正後の亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１１条第１項の規定により同項に規定する休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなす。この場合において、当該休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなされた勤務時間を含む日については、亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第３条第２項又は第４条の規定による勤務時間の割振りを変更することができない。

（給与の内払）

4　改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第２条の規定による改正前の亀山市職員給与条例又は第４条の規定による改正前の亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。